

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 18 日

豊田市長

殿

提出者

住 所 東京都港区芝一丁目7番17号

氏 名 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

代表取締役 鎌形 浩史

電話番号 03-5165-1911

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田PCB処理事業所
事業場の所在地	豊田市細谷町3丁目1番地1
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

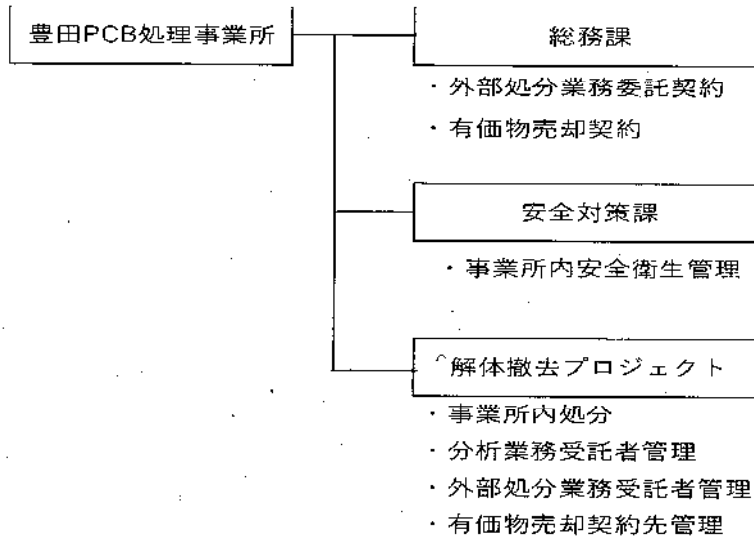
①事業の種類	88 廃棄物処理業
②事業の規模	資本金 50,239百万円(全額政府出資)
③従業員数	522人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph TD A[分別解体撤去プロジェクト] --> B[PCB濃度測定委託会社] B -- 低濃度判定 --> C[保管 解体撤去プロジェクト] B -- 高濃度判定 --> D[保管 解体撤去プロジェクト] C --> E[社内処分 解体撤去プロジェクト] D --> F[外部で処分 処分業務委託先] E --> G[PCB濃度測定委託会社] G -- 不合格 --> D G -- 合格 --> H[合格 (金属)] G -- 合格 --> I[合格 (金属以外)] H --> J[有価物として売却 売却契約先] I --> K[普通産業で外部処分 処分業務委託先] </pre>

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃PCB
	排 出 量	72 t	120 t
	(これまでに実施した取組) ・ PCB汚染物は、PCB濃度を測定して低濃度と高濃度に分別する。 ・ 高濃度に分別されたPCB汚染物は、事業所内で無害化処分をおこない金属は有価物として、金属以外は産業廃棄物として払い出す。 ・ 廃PCBは事業所内で処分をおこない、PCB濃度を測定して産業廃棄物として払い出す。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃PCB
	排 出 量	206 t	120 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 現状の取り組みを継続する。 ※2025年度下期より、施設の解体撤去工事が本格的に始まるため、PCB汚染物の排出量は、2024年度よりも増加する予定である。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ PCB汚染物を、金属と金属以外に分別する。 分別したPCB汚染物のPCB濃度を測定して、高濃度と低濃度に分別する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 現状の取り組みを継続する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	廃 P C B
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	33 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・無害化した金属くずを、有価物として売却した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	廃 P C B
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	48 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・現状の取り組みを継続する。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	廃 P C B
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	5 t	0 t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	廃 P C B
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	5 t	0 t
②計画	（これまでに実施した取組） ・ P C B汚染物の P C B濃度を測定して、高濃度と判定された P C B汚染物は、事業所内で無害化処分を行う。		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	廃 P C B
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	5 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・現状の取り組みを継続する。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B 汚染物	廃 P C B
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・埋立て処分は、実地していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B 汚染物	廃 P C B
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も、埋立て処分は実地しない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B 汚染物	廃 P C B
	全 処 理 委 託 量	72 t	120 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	72 t	120 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・処理委託先の現地確認を、定期的の実施している。		

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	廃 P C B		
	全 処 理 委 託 量	206 t	120 t		
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	206 t	120 t		
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t		
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t		
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを継続する。				
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度 (2024 年度) 実績】				
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	— t			
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) ・電子マニフェスト使用義務対象外				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。